

労災診療費請求書等の提出先の変更

埼玉労働局労災補償課分室が移転します

平成30年9月3日(月)から、埼玉労働局労働基準部労災補償課分室が移転いたします。このため、労災保険診療費請求書の提出先が下記のとおり変更になりますので、診療費請求書送付の際にはご留意いただき下記あて提出願います。

記

【平成30年9月請求分以降】

〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

埼玉労働局労働基準部労災補償課 診療費担当部門

電話：048-826-6717 FAX：048-600-6249

※なお、駐車スペースはありませんので、ご持参の場合は公共交通機関をご利用ください。

(旧住所：さいたま市浦和区高砂2-2-3 さいたま浦和ビル)

平成30年8月

埼玉労働局労働基準部労災補償課医療係

電話：048-600-6207 FAX：048-600-6227